

証券コード 4512

(発送日) 2024年6月6日

(電子提供措置の開始日) 2024年5月30日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋本町二丁目2番2号

**わかもと製薬株式会社**

代表取締役社長 五十嵐 新

## 第129回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第129回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネットまたは書面（郵送）により議決権を行使することができますのでお手数ながら株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。後述のご案内に従って2024年6月26日（水曜日）午後5時30分までに行ってくださいようお願い申し上げます。

敬 具

記

- |                 |   |             |
|-----------------|---|-------------|
| 1. 日 時          | 2024年6月27日（木曜日）午前10時  | （受付開始：午前9時） |
| 2. 場 所          | 東京都中央区八重洲1丁目3番7号<br>八重洲ファーストフィナンシャルビル<br>ベルサール八重洲 2階 Room A・B・C<br><b>（会場が前回と異なっておりますので、ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照のうえ、お間違えのないようご注意ください。）</b> |             |
| 3. 目的事項<br>報告事項 | 第129期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件  |             |
| 決議事項            | ＜会社提案（第1号議案から第3号議案まで）＞  |             |
| 第1号議案           | 剰余金処分の件   |             |
| 第2号議案           | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件  |             |
| 第3号議案           | 監査等委員である取締役1名選任の件   |             |

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

＜株主提案（第4号議案から第9号議案まで）＞	
<b>第4号議案</b>	別途積立金取崩しの件
<b>第5号議案</b>	剰余金処分の件
<b>第6号議案</b>	実験動物の動物別購入頭数の開示を定款目的事項へ追加する定款一部変更の件
<b>第7号議案</b>	政策保有株式にかかる温室効果ガス排出量持分に関する定款一部変更の件
<b>第8号議案</b>	有価証券報告書の定時株主総会前提出に関する定款一部変更の件
<b>第9号議案</b>	資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応の開示に関する定款一部変更の件

#### 4. 電子提供措置に関する事項

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

##### 【当社ウェブサイト】

<https://www.wakamoto-pharm.co.jp/>

（上記のウェブサイトにアクセスのうえ、「投資家情報」「IR情報」を順に選択して、ご確認ください。）

##### 【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/4512/teiji/>

##### 【東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「わかもと製薬」または「コード」に当社証券コード「4512」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR書類」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）

以 上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載いたします。
- ◎ 株主総会の運営スタッフは、体調を確認のうえマスク着用で対応をさせていただきます。

株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。  
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。  
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。  
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



**株主総会にご出席される場合**

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2024年6月27日（木曜日）  
午前10時  
（受付開始：午前9時）



**書面（郵送）で議決権を行使される場合**

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2024年6月26日（水曜日）  
午後5時30分到着分まで



**インターネットで議決権を行使される場合**

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2024年6月26日（水曜日）  
午後5時30分入力完了分まで

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○ 議決権の数 XX 個

〇〇〇〇 御中

××××年 ×月××日


〇〇〇〇〇〇

1. \_\_\_\_\_  
2. \_\_\_\_\_  
3. \_\_\_\_\_  
4. \_\_\_\_\_

(初投票)

スマートフォン用  
議決権行使  
ウェブサポ  
ログインQRコード

見本

〇〇〇〇〇〇

※議決権行使書用紙はイメージです。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

### 第1、3号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

### 第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

### 第4～9号議案（株主提案）

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

当社取締役会は、株主提案のいずれの議案にも反対して  
おります。

書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、各議案につき賛否のご表示がない場合は、会社提案については賛、株主提案については否の表示があったものとして取り扱いたします。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



**「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。**

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

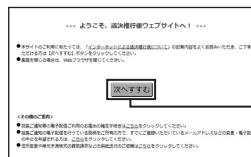
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

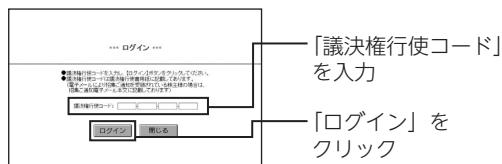
## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)  
(受付時間 9:00~21:00)

書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

## 株主総会参考書類

<会社提案（第1号議案から第3号議案まで）>

### 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

第129期の期末配当につきましては、当期の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金3円といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は104,120,160円になります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
2024年6月28日といたしたいと存じます。

**第2号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）4名全員が任期満了により退任となります。経営基盤強化のため、新たに2名を加え取締役6名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会から、2名の独立社外取締役を含む指名報酬委員会での審議を経て取締役会において決定されており、候補者およびその選任プロセスは適切である旨の意見を得ております。また取締役の報酬等につきましても、同指名報酬委員会での審議を経て取締役会において決定されており、報酬等および決定プロセスは妥当である旨の意見を得ております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	い がらし あらた 五十嵐 新 (1958年11月19日生)	1981年4月 株式会社日本興業銀行（現 株式会社みずほ フィナンシャルグループ）入行 2005年4月 株式会社みずほコーポレート銀行 クレジットエンジニアリング部長 2008年4月 同行 営業第14部長 2010年5月 当社に入社（理事） 2010年7月 総務・広報部長 2011年4月 経営企画室長兼総務部長 2011年6月 取締役 2012年6月 常務取締役 2014年4月 経営企画室長 2017年10月 経営企画室長兼経理部長 2018年4月 経理部長 2018年6月 管理本部長兼経理部長 2019年6月 専務取締役 2020年4月 管理本部長 2022年4月 代表取締役社長（現在） （担当） 経営企画室、サステナビリティ推進室、内部監査室、 広報室、秘書室、お客様相談室	53,900株
<p><b>【選任理由】</b> 金融機関において営業・管理等幅広く豊富な経験を有しており、2011年に当社取締役に就任後、2012年から常務取締役、2019年から専務取締役、2022年からは代表取締役社長を務めており、当社の経営全般を担っております。今後も取締役としての職務を適切に遂行できる人材と判断し、取締役候補者といたしました。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 の株 式 数
2	さとう きみひこ 佐藤 公彦 (1965年9月17日生)	1988年4月 当社に入社 2003年10月 東京医薬部 新薬二課長 2005年4月 札幌営業所長 2008年1月 営業本部 医薬事業部長 2010年4月 東京医薬第一部長 2010年10月 営業本部 医薬事業部長 2013年4月 医薬事業部長(理事) 2014年4月 薬粒事業部長(理事) 2014年6月 取締役 薬粒事業部長 2016年4月 取締役 人事部長 2017年6月 上席執行役員 人事部長 2019年6月 取締役 人事部長 2021年4月 取締役 経営企画室長兼人事部長 2022年4月 取締役 管理本部長兼人事部長 2023年4月 取締役 管理本部長兼ヘルスケア事業本部長(現在)	27,400株
<p><b>【選任理由】</b>            主に当社の医薬及びヘルスケアの営業部門を経て2019年から取締役に就任しております。豊富な経験を活かし業務執行の役割を十分に果たしてまいりましたことから、今後も取締役としての職務を適切に遂行できる人材と判断し、取締役候補者といたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3	<small>たにがき あきひこ</small> 谷垣 全彦 (1960年7月1日生)	1983年 4月 当社に入社 2003年 4月 国際部 課長 2004年 4月 貿易課長 2011年 4月 特約部長 2013年 4月 特販事業部長 (理事) 2014年 6月 取締役 特販事業部長 2015年 4月 取締役 特販事業部長兼海外事業戦略部長 2018年10月 取締役 国際事業本部長兼国際営業部長 2019年 6月 上席執行役員 国際事業本部長兼国際営業部長 2022年 4月 上席執行役員 グローバル事業本部長兼営業企画部長 2022年 6月 取締役 グローバル事業本部長兼営業企画部長 2024年 4月 取締役 グローバル事業本部長兼国際営業部長兼営業企画部長 (現在)	23,000株
<b>【選任理由】</b> 業務経験を通じて、海外のマーケティングに精通しており、部門組織長としての組織マネジメント経験も豊富であります。2022年に取締役就任後はグローバル事業部を管理・監督しており、今後も取締役としての職務を適切に遂行できる人材と判断し、取締役候補者といたしました。			

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 の株 式 数
4	<p style="text-align: center;">か さい ひろよし 葛西 洋芳 (1968年4月14日生)</p>	<p>1994年 4月 当社に入社  2007年 6月 相模研究所 薬理・安全性研究室長  2012年 4月 医薬開発部長  2014年 1月 医薬開発統括部長  2016年 4月 相模研究所 副所長  2016年 7月 相模研究所 副所長 (理事)  2016年10月 開発統括部医薬事業開発部長 (理事)  2017年 4月 医薬開発統括部長 (理事)  2017年 6月 執行役員 医薬開発統括部長  2019年 8月 執行役員 医薬開発本部長兼医薬開発部長  2022年 6月 取締役 医薬開発本部長兼医薬開発部長  2023年 4月 取締役 医薬開発本部長兼医薬開発部長兼  製品戦略部長兼情報提供活動監督室長  2024年 4月 取締役 医薬開発本部長兼医薬開発部長兼  製品戦略部長 (現在)</p> <p>(担当)  薬事部、信頼性保証部、相模研究所、情報提供活動監督室</p>	15,100株
<p><b>【選任理由】</b>  業務経験を通じて、医薬品の研究開発全般に精通しており、部門組織長としての組織マネジメント経験も豊富であります。2022年に取締役就任後は医薬開発部門を管理・監督しており、今後も取締役としての職務を適切に遂行できる人材と判断し、取締役候補者といたしました。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 の株式数
5	※ ひらい ゆうこう 平井 友行 (1965年10月9日生)	1989年 4月 日本興業銀行入行 (現 株式会社みずほフィナンシャルグループ) 入行 2002年 4月 興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社 (現 Asset Management One 株式会社) 業務開発グループリーダー部長 2005年 4月 千葉商科大学大学院会計ファイナンス研究科助教授 2005年10月 みずほコーポレート銀行 証券部調査課長 2007年10月 同行 グローバルオルタナティブインベストメント管理部参事役 2009年 4月 千葉商科大学大学院会計ファイナンス研究科教授 (2018年3月まで) 2010年 4月 みずほコーポレート銀行 アセットマネジメント業務管理部次長 2013年 1月 みずほ証券 投資銀行グループディレクター 2016年 4月 同社 金融公共本部マネージングディレクター 公共セクターセクター長 2018年 4月 同社 金融公共本部副本部長 2021年 6月 西部石油株式会社 取締役 2023年 4月 当社入社 (理事) 2023年11月 総務部長兼広報室長 2024年 1月 経営企画室長兼総務部長兼広報室長 2024年 4月 経営企画室長兼総務部長兼サステナビリティ推進室長 (現在)	-
<b>【選任理由】</b> 金融機関に勤務したことによる、豊富な経験、幅広い見識と共に、会社経営での実務経験を有しております。加えて、会計専門職大学院の教員を13年間に亘り務め、会計ファンナンス分野における専門的知見も有することから、取締役としての職務を適切に遂行できる人材と判断し、新たな取締役候補者といたしました。			

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
6	※ たにぐち まこと 谷口 誠 (1967年5月8日生)	1992年 4月 当社に入社 2005年 7月 相模大井工場総務課長 2006年 5月 生産企画部生産企画課課長 2009年 9月 生産企画部次長 2011年 4月 生産企画部長 2012年 2月 相模大井工場製造部長 2016年10月 相模大井工場長 2018年 6月 執行役員 相模大井工場長 2021年 4月 執行役員 生産本部長兼相模大井工場長 (現在)	11,400株
<p><b>【選任理由】</b> 業務経験を通じて、品質・製造管理・生産技術全般に精通しており、部門組織長としての組織マネジメント経験も豊富であります。取締役としての職務を適切に遂行できる人材と判断し、新たな取締役候補者といたしました。</p>			

- (注)
- ※印は、新任の取締役候補者であります。
  - 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
  - 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

**第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件**

監査体制の強化を図るため、監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。  
 なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。  
 監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
※ <small>ひかわ かな</small> 樋川 加奈 (1976年2月18日生)	1999年10月 中央監査法人入所 2004年 4月 公認会計士登録 2007年 7月 新日本監査法人（現EY新日本有限責任監査責任法人）入所 2017年 4月 樋川公認会計士事務所開設（現在） 2022年 7月 独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構監事（非常勤）（現在）	—
<p><b>【選任理由及び期待される役割の概要】</b>                      樋川加奈氏は公認会計士として企業の会計監査に従事され、特に企業会計に関する高度な知識と経験を有されております。過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、同氏の知見、経験に基づき、当社の事業活動の公平、公正な決定及び経営の健全性確保に対し、助言・提言が期待されるため、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。</p>		

- (注)
- ※印は、新任の候補者であります。
  - 取締役候補者樋川加奈氏の戸籍上の氏名は、郡司加奈であります。
  - 候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。
  - 樋川加奈氏は、社外取締役候補者であります。
  - 当社は、監査等委員である取締役との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する当該契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円または法令が定める額のいずれか高い額を限度としております。樋川加奈氏の選任が承認された場合には、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
  - 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって補填することとしております。候補者が取締役に選任され就任した場合、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
  - 当社は樋川加奈氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が選任された場合は、同氏を独立役員とする予定であります。

(ご参考)

取締役会につきましては、それぞれの役割・責務に応じた多様な分野の知見、専門性、経験等を備えたバランスのとれた構成としております。また、当社は執行役員制度を導入しており、業務の執行を委任しております。本定時株主総会において、第2号議案及び第3号議案が原案通り承認された場合における各取締役及び執行役員が備える専門性や経験等は次の通りです。

	社外 独立	企業 経営	販売・ マーケティング	グローバル	研究 開発	生産・ 品質保証	財務 会計	資本 市場	法務・ リスク管理	人財
五十嵐 新 取締役		○					○		○	○
佐藤 公彦 取締役			○							○
平井 友行 取締役		○					○	○		
谷垣 全彦 取締役			○	○						
葛西 洋芳 取締役					○					
谷口 誠 取締役						○				
平田 晴久 取締役 監査等委員					○				○	
恵島 克芳 取締役 監査等委員	○	○					○	○	○	○
桑原 育朗 取締役 監査等委員	○								○	
樋川 加奈 取締役 監査等委員	○						○			

	社外 独立	企業 経営	販売・ マーケティング	グローバル	研究 開発	生産・ 品質保証	財務 会計	資本 市場	法務・ リスク管理	人財
山崎 登 上席執行役員		○	○							
真田 博樹 執行役員			○							
吉田 哲巳 執行役員			○							
小池 瑞穂 執行役員							○			
林 博章 執行役員						○				

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

## <株主提案（第4号議案から第9号議案まで）>

第4号議案から第9号議案までは、株主さまからのご提案によるものであります。

**取締役会としては、後述のとおりいずれの株主提案にも反対いたします。**

なお、議案の内容及び提案の理由は原文のまま記載しております。

### 第4号議案 別途積立金取崩しの件

#### [提案の内容]

#### (1) 減少する剰余金の項目及びその額

項目：別途積立金

金額：3,953百万円

なお、当社が提案する別途積立金取崩しに係る議案が第129回定時株主総会において可決された場合は、3,953百万円からその額を控除した金額に読み替える。

#### (2) 増加する剰余金の項目及びその額

項目：繰越利益剰余金

金額：別途積立金の減少額と同額

なお、本議案は、第129回定時株主総会に当社の別途積立金取崩しに係る議案が提案された場合、同提案とは独立かつ同提案と両立するものとして、追加で提案するものである。また、本議案は提案株主の議案「剰余金処分の件」に先立ち決議されるものとし、株主総会において承認可決された時点でその効力を生じるものとする。

#### [提案の理由]

当社の貸借対照表に計上されている3,953百万円にも上る別途積立金は用途が明らかでなく、取り崩すためには株主総会の決議が必要となります。当社は別途積立金を取り崩せば配当を実施できた局面があったにもかかわらず、直近15期のうち7期について無配を決定しました。本議案によって、あらかじめ別途積立金を繰越利益剰余金に振り替えておくことで、柔軟な資本政策の採用に期待できます。

なお、提案株主の要望や当社の状況については、キャンペーンサイト「わかもと製菓（4512）の株主価値向上に向けて」<https://www.strengthenwakamoto.com/>をご参照ください。キャンペーンサイトでは、元代表取締役会長兼社長の神谷信行氏（以下「神谷氏」といいます。）が私的流用の発覚後に突然辞任したことに関する事実関係及び再発防止策の公表なども要望しています。



## 【当社取締役会の意見】

取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社は、「人々の健康で生き活きとした生活に貢献」を経営理念としております。この経営理念の実現のために、製薬企業として、成長戦略の下で研究開発投資及び設備投資を継続的に実施し、中長期的な企業価値向上を図り、ステークホルダーの皆様へその成果を還元していくことが使命であると考えております。

もっとも、医薬品及び医療機器の開発成果は、成功裡に推移すれば高い収益率が実現されますが、開発リスクは高くかつ増大しており、また開発期間も長期に亘ります。そのため、取締役会としては、他の製薬企業と同様に、開発期間中の投資リスクは自社の有する財務体力にて担保して事業を継続していくこととし、逆に、既に開発に成功している事業に関する設備投資については、新薬開発と比較すると相対的にリスクが低いため、財務の安定性に十分留意しつつ、有利子負債も積極的に活用するのが適切であると考えております。

実際、当社においても、2024年5月15日に公表いたしました中期経営計画（その詳細につきましては当社ホームページをご参照ください。以下「本中期経営計画」といいます。）（<https://www.wakamoto-pharm.co.jp/ir/plan/>）の期間中には、医薬品に止まらず、医療機器等への開発投資は、内部留保を活用していく一方で、「強力わかもと」の生産能力増強のための設備投資については、有利子負債を活用していくことで、企業価値向上に資する成長戦略を推進していくこととしております。

当社の別途積立金は、このような開発期間中の投資リスクを踏まえて計上しているものであり、これを全額取り崩すことは、当社が医薬品及び医療機器の開発のための投資を行うことを困難にし、製薬企業である当社としての健全な存続、継続的な成長を通じた中長期的な企業価値の向上及び株主の皆様への持続的な利益の確保に反するものと考えます。

よって、取締役会は本議案に反対いたします。

なお、当社取締役会は、上記のような投資リスクを負担しつつも、株主還元を経営上の最重要事項と考えており、成長戦略を実行して収益力を高め、安定的な配当を実現していくことで、株主の皆様への付託に応えてまいり所存です。そのため、本中期経営計画においても、資本コストを上回る資本収益性を実現するためにROE目標を8%以上（最終年度）とし、あわせて成長投資と還元のバランスを図り、配当性向を50%以上に設定しております。

## 第5号議案 剰余金処分の件

### [提案の内容]

#### (1) 配当財産の種類 金銭

#### (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

普通株式1株当たりの配当金額（以下「1株配当」という。）として、31円から、第129回定時株主総会において可決された当社取締役会が提案した剰余金処分に係る議案（以下「会社側利益処分案」という。）に基づく1株配当を控除した金額を配当する。

2024年3月期1株当たり純資産の100分の9について1円単位未満を切り捨てた金額が31円と異なる場合は、冒頭の31円を、2024年3月期1株当たり純資産の100分の9について1円単位未満を切り捨てた金額に読み替える。

なお、配当総額は、当社の第129回定時株主総会の議決権の基準日現在の配当の対象となる株式数を乗じた額となる。

#### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

当社の第129回定時株主総会の開催日の翌日

なお、本議案は、第129回定時株主総会に会社側利益処分案が提案された場合、同提案とは独立かつ同提案と両立するものとして、追加で提案するものである。

### [提案の理由]

本議案は、1株当たり純資産の100分の9、すなわち株主資本配当率Dividend on Equity（以下「DOE」といいます。）9%に相当する配当を企図した議案です。DOEとは、1株当たり年間配当金額を1株当たり純資産で除して算定される株主還元指標です。なお、提案株主は当社の株主資本コストを9%程度と算定しています。

元日の株価指数は軒並み上昇しており、例えば日経平均株価は史上最高値を更新しました。しかし、当社の株価はリーマンショック前の500円台にすら達しておらず、2024年4月11日現在は234円です。そして、当社の株価と東証株価指数の株主総利回りを比較すると、2022年6月17日に神谷氏が突然辞任した日以降では、当社の方が約60%ポイントも劣後しています。

当社の株価の評価について、2024年4月11日を起点とする過去1年間の株価を用いて算定されるPBRは0.55倍と異常に低く、賃貸等不動産の税引き後の含み益を考慮しない算定方法でも0.65倍と低く評価されています。これは、医薬事業の赤字、多額の非営業用資産の保有（※1）、及び2023年12月末現在で77%にも上る自己資本比率を維持するといった資本効率性への意識の低い経営等（※2）が原因だと解されます。

提案株主の試算によれば、当社の2021年度から始まる5カ年の中期経営計画における最終年度のROE目標は5%程度と非常に低い数値です。この状況が続けば、当社のROEは株主資本コストを超えることがなく、株価の評価も引き続き異常に低いままである可能性が高いと言えます。

取締役の責務は、自身を選任する権利を持つ株主に対して株価の値上がり益と配当で報いることです。それに

もかかわらず当社取締役は、前述のとおり、異常に割安な株価の評価を漫然と放置するほか、直近15期のうち7期について無配を決定するなど、取締役の責務を果たしているとは言えません。

提案株主は、当社の株価の評価の改善を図るために、株主への一定水準のリターンを保障すること、すなわち、株主資本コストに相当するDOEを株主還元方針とすることが有効だと考えます。そのため、提案株主は、当社がDOE 9%相当の金額を配当とすることを提案します。そして、当社には、株価の評価が改善するまで、株主還元としてDOE 9%以上を継続していただくことに期待します。

※ 1 非営業用資産について

2023年3月末現在の賃貸等不動産の時価は39億円、2023年12月末現在の政策保有株式は20億円でした。これらを合計し、売却時に想定される税金を差し引いた非営業用資産の純額は50億円です。これは2024年4月11日を起点とする当社の過去1年間の平均時価総額77億円に対して、65%に相当します。また、当社は2023年12月末現在36億円の多額の現金を保有しており、有利子負債等は3億円にすぎません。非営業用資産と現金の合計から、有利子負債等を控除した金額は83億円にも上ります。

※ 2 賃貸等不動産を例とした資本効率性への意識の低さについて

当社が保有する賃貸等不動産から生じる賃貸損益に（1－税率30%）を乗じた税引後賃貸損益を賃貸等不動産時価の期中平均金額で除すると、僅か1%台と算定されます。この収益性は、資本コストと比較して明らかに低い水準です。

賃貸損益が黒字であるという事実のみに基づいて事業を継続するという考え方は、資本コストを意識した経営に沿いません。そのため、当社にはすみやかに賃貸等不動産を公正な価格で譲渡していただき、本業のビジネスによる株主価値の向上に専念していただきたくことに期待します。また、売却手取金を事業投資、研究開発又は株主還元にて充てていただくことに期待します。

**【当社取締役会の意見】**

**取締役会としては、本議案に反対いたします。**

当社取締役会は、株主還元を経営上の最重要事項と考えており、成長戦略を実行して収益力を高め、安定的な配当を実現していくことで、株主の皆様の付託に応えてまいり所存です。

具体的には、取締役会は、本中期経営計画において、収益性についてはROE目標を資本コストを上回る8%以上（最終年度）とし、また成長投資と株主還元のバランスを図るべく、配当性向を50%以上に設定しております。取締役会としては、こうした収益力の向上と、それにより計上された各事業年度における利益をベースに配当金額を定めていくという株主還元の方針により、資本収益性を高めた中長期的な成長と安定的な配当の両方を実現できると考えております。

本提案は、株価の評価が改善するまで、1株当たり純資産の100分の9に相当する配当を継続することを内容とするものですが、このような配当方針のもとで配当を実施することは、医薬品及び医療機器の開発等への継続的な投資の必要性を考慮しない短期的な視点に基づく配当を行うことにつながり、安定的に中長期的な成長を実現するにあたって支障を来すおそれがあるとともに、結果として株主の皆様に対する将来に亘る安定した株主還元を困難にする懸念を生じさせるものと考えております。

よって、取締役会は本議案に反対いたします。

## 第6号議案 実験動物の動物別購入頭数の開示を定款目的事項へ追加する定款一部変更の件

[提案の内容]

現行の定款の第3条（5）を、以下のとおり変更する。

現行定款

（目的）

第3条

（略）

（5）実験動物の飼育、販売ならびに輸出入

変更案

（目的）

第3条

（略）

（5）動物別購入頭数の開示を伴う上での実験動物の飼育、販売ならびに輸出入

[提案の理由]

動物実験は、3Rの原則という国際的な動物実験の基準理念を遵守した上で行われています。3Rの原則は以下のように3つのRに基づいています。

- ・Reduction：使用する動物数を削減すること
- ・Replacement：代替法を利用すること
- ・Refinement：実験による動物の苦痛を軽減すること

3Rの原則に基づいた取組をどのように実施しているかについての情報開示は、透明性を高め、消費者や投資家からの信頼を得る上で重要と言えます。例えば、Reductionについては、実験動物頭数のように理解しやすい内容であることが多く、具体的な数値や削減率を通じて取組状況を確認することができます。また、ReplacementやRefinementのように、論文やデータの理解に専門的な知識を要するものまで情報開示の内容は多岐にわたります。

3Rの原則の遵守に向けた取組が不足している企業に投資するリスクは大きくなる一方で、十分な取組をしている企業に対する投資リスクは低減すると解されます。そのため、提案株主は、当社が3Rの原則に継続的に取り組んでいる姿勢を明らかにすることを通じて、動物福祉の観点から当社へ投資するリスク（株主資本コスト）の低減が見込まれ、それが当社の株主価値の向上に繋がると考えます。

そこで、3Rの原則の遵守に関し、実験動物について動物別購入頭数の開示を行うことを、既に定款に存在する動物実験に関する号に追加することを提案します。そして、当社には、定時株主総会前に提出される有価証券報告書、株主総会参考書類、及びウェブサイト上で実験動物別購入頭数を毎年開示していただくことに期待します。

## 【当社取締役会の意見】

取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社は開発時の実験の内容に応じて実験動物を購入しており、定期的・大量購入をするものではありませんが、動物の愛護及び管理、法令順守の観点から、「厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本方針」(以下、厚生労働省指針)に基づき、社内の動物実験に関する規程を定めております。

詳細については、当社研究開発活動に関するホームページにて、動物実験に対する取組みとして開示しておりますが(下記)、当社としては、既に動物実験に関する計画書及び結果を社内の専門委員会が科学的根拠に基づく妥当性、動物への福祉、3Rの原則等への遵守について審査する体制を構築しており、動物実験に関する組織と責任を明確にしております。(https://www.wakamoto-pharm.co.jp/company/development/)

さらに、これら管理体制について、定期的に自己点検及び評価を実施しており、2022年2月22日には、厚生労働省指針への適合性に関して一般財団法人日本医薬情報センターより4度目の認定を受けております。

今後も当社においては、動物実験について、動物の愛護及び管理、法令順守の観点から適正に取り組んでまいり所存です。

その上で、取締役会は、こうした課題は、株主の皆様から信認を受けた取締役が、その時々環境に合わせて柔軟かつ多様な経営判断を行い、機動的に各種の方針や施策を実施(また必要に応じて変更)し、かつ、開示していくべき事柄と考えております。

従って、本提案のように、会社の組織・運営の基本的事項を定める定款において、実験動物の動物別購入頭数の開示等の特定の経営課題に関する個別具体的な方針に関する事項を定める必要はなく、むしろ定款に記載をすることで取締役会による柔軟かつ機動的な判断を制約する可能性があると考えております。

よって、取締役会は本議案に反対いたします。

## 第7号議案 政策保有株式にかかる温室効果ガス排出量持分に関する定款一部変更の件

[提案の内容]

現行の定款に以下の章及び条文を新設する。

### 第8章 気候変動リスク対応

(政策保有株式にかかる温室効果ガス排出量持分及び削減方針の開示)

第39条 当社は、政策保有株式の発行会社にかかる温室効果ガス排出量に当社の株式保有比率を乗じた排出量（以下「温室効果ガス排出量持分」という。）を、有価証券報告書及び株主総会参考書類においてスコープ3排出量として個社毎に開示する。

2 当社は、温室効果ガス排出量持分の合算値と同量の温室効果ガス排出量の削減方針を、有価証券報告書及び株主総会参考書類において開示する。

[提案の理由]

本議案は、当社の政策保有株式の発行会社にかかる温室効果ガス排出量持分を、政策保有株式の売却によって削減していただくことを企図した議案です。

2023年6月、国際サステナビリティ基準審議会は供給網全体の「スコープ3」排出量の開示を義務付けました。これにより、金融機関等は、株式投資先企業の温室効果ガス排出量持分の開示が求められることとなりました。また、日本においても2024年3月にサステナビリティ基準委員会が、前出の開示を含んだ内容の公開草案を公表しました。

そして、政策保有株式の問題に関するESGのE（環境）の論点として、日本においてはこの開示要請が、政策保有株式を保有する事業会社（以下「政策保有株主」といいます。）にも広がり得るとの見解があります。提案株主は、政策保有株式の保有に反対する立場ですが、政策保有株式を気候変動リスク対応の観点から捉えると、企業が保有する工場の温室効果ガス排出量等と同じように、温室効果ガス排出量持分が気候変動リスクとして認識されるべきだと考えます。具体的には、政策保有株式の発行会社の温室効果ガス排出量に、政策保有株主の株式保有比率を乗じた数値を、政策保有株主の温室効果ガス排出量の「スコープ3」の一部としてみなすべきだと考えます。

なお、政策保有株式の保有については、ESGのS（社会）の観点からの懸念もあり、金融庁は、顧客企業との株の持ち合いが公正な競争をゆがめる不正の温床になり得ると指摘しました。さらに、ESGのG（ガバナンス）の観点からは、政策保有株主という安定株主の存在によって経営の規律が緩むこと等が問題視されます。また、政策保有株式の保有は、政策保有株式の時価変動等といった、株主が期待していない、本業ビジネス以外のリスクを株主に負わせるという問題も指摘できます。

前述のとおり、政策保有株式の保有は、ESG全ての観点から肯定できるものではなく、当社へ投資する際のリスクとしてみなされることから、当社の株主資本コストの増大に繋がり、株主価値にマイナスに働くことと解されます。当社には、すみやかに政策保有株式を全て売却して温室効果ガス排出量持分をゼロにさせていただくことに期待します。また、売却手取金を事業投資、研究開発又は株主還元に充てていただくことに期待します。

**【当社取締役会の意見】**

**取締役会としては、本議案に反対いたします。**

当社は、政策保有株式については、コーポレートガバナンス・コードを遵守し、保有する上で資本コストや配当利回り等を踏まえた中長期的な経済合理性及び取引先との総合的な関係の維持・強化の観点からの保有効果等について取締役会で検証する方針としております。当社はこの方針に基づき、過去9事業年度に亘ってその縮減に努め、その結果として、2015年度末において28銘柄であった政策保有株式は、2024年5月時点で18銘柄にまで縮減しております。さらに、取締役会においては、本中期経営計画において計画的に売却を行うよう方針を決定しており、2028年度末までに純資産の10%以下とすることを目指しております。

また、当社としても提案株主が指摘される温室効果ガス排出量の管理の必要性については総論としては異存はなく、実際に当社は環境への負荷低減を目指し継続的なISO14001（注）の認証を受けているほか、そのための環境管理体制をより一層の強化を図っております。

具体的には、当社においては、温室効果ガス排出量の管理の観点から、設備の省エネルギー化や製造工程の効率化が継続的な課題となっておりますが、2022年度にはガスボイラの更新による省エネ効果として、前年度に比べ748.1tの温室効果ガスを削減しました。詳細は、当社環境報告書により管理・開示を行っております。

(<https://www.wakamoto-pharm.co.jp/pdf/company/kankyo2023.pdf>)

当社としては、温室効果ガス排出量の適切な管理は重要なテーマであると考えており、今後も積極的に施策を講じてまいる所存です。

以上のように、当社は、政策保有株式の縮減方針及び温室効果ガス排出量の管理方針のいずれについても施策の実施及び開示を行っております。

そして取締役会は、こうした政策保有株式の縮減や温室効果ガス排出量の管理といった課題は、株主の皆様から信認を受けた取締役が、その時々々の環境に合わせて柔軟かつ多様な経営判断を行い、機動的に各種の方針や施策を実施（また必要に応じて変更）し、かつ、開示していくべき事柄と考えております。

従って、本提案のように、会社の組織・運営の基本的事項を定める定款において、政策保有株式にかかる温室効果ガス排出量持分及び削減方針等の特定の経営課題に関する個別具体的な方針に関する事項を定める必要はなく、むしろ定款に記載をすることで取締役会による柔軟かつ機動的な判断を制約する可能性があると考えております。

よって、取締役会は本議案に反対いたします。

（注）ISO14001は、環境マネジメントシステムに関する国際規格です。社会経済的ニーズとバランスをとりながら、環境を保護し、変化する環境状態に対応するための組織の枠組みを示しています。

## 第8号議案 有価証券報告書の定時株主総会前提出に関する定款一部変更の件

### [提案の内容]

現行の定款に以下の章及び条文を新設する。

### 第9章 有価証券報告書の定時株主総会前提出

#### (有価証券報告書の提出)

第40条 当社は、有価証券報告書を定時株主総会開催日の前日以前に提出する。

なお、章番号と条数については、提案株主の議案「政策保有株式にかかる温室効果ガス排出量持分に関する定款一部変更の件」が可決されなかった場合は、第9章を第8章に、第40条を第39条に読み替える。

### [提案の理由]

2024年4月3日の総理大臣官邸にて開催された「コーポレートガバナンス改革の推進に向けた意見交換」における岸田総理のコメントのとおり、株主が定時株主総会の前に有価証券報告書の内容を確認することは、議案への賛否を検討する上で有用です。

そのため、当社には定時株主総会開催日の前日以前、可能な限り定時株主総会の開催日2週間前を目途に有価証券報告書を提出していただくことに期待します。

## 【当社取締役会の意見】

取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社は、有価証券報告書を早期に開示することは、投資家の皆様の利便性向上に資する面があると考えておりますが、一方で法定の開示書類としての有価証券報告書は投資家の皆様の投資判断にとって重要な書類であり、その記載の正確性及び適切性が十分に担保されることが何より重要であると考えております。

また近時、有価証券報告書については、サステナビリティに関する考え方及び取組が記載事項に加えられたほか、今後は重要な契約についての開示内容が具体化される予定である等、その記載の正確性及び適切性を十分に検証した上で開示する必要性が増しております。

従いまして、当社としては、法令に則り、その正確性及び適正性を確保した上で有価証券報告書を株主総会の開催後に提出するという現在の当社の開示の方針は適切であると考えております。

また、法定の開示書類である有価証券報告書の提出時期については、その性質上、立法者である国において、様々な関係者の意見を踏まえて検討されることが効果的な領域であり、個社としての当社の定款に記載する内容にはなじまないものと考えております。

よって、取締役会は本議案に反対いたします。

## 第9号議案 資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応の開示に関する定款一部変更の件

### 〔提案の内容〕

現行の定款に以下の章及び条文を新設する。

### 第10章 資本コストや株価を意識した経営

(資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応の開示)

第41条 当社は、株式会社東京証券取引所が2023年3月31日に要請した「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」に基づく最新の現状評価、方針・目標、取組み・実施時期を記載したコーポレート・ガバナンスに関する報告書を、定時株主総会開催日の10週間前から8週間前までに同取引所に提出する。

なお、章番号と条数については、提案株主の議案「政策保有株式にかかる温室効果ガス排出量持分に関する定款一部変更の件」及び「有価証券報告書の定時株主総会前提出に関する定款一部変更の件」がいずれも可決された場合のものを記載していることから、いずれかが否決された場合は適宜修正する。

### 〔提案の理由〕

2024年4月11日現在、当社は「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」を公表していません。しかし、株式会社東京証券取引所が公表している「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」に関する開示企業一覧表（2024年2月末時点）（2024年3月15日公表）によれば、当社は「開示済」に分類されています。

前述の繰り返しとなりますが、当社のPBRIは異常に低い水準であり、その原因としては、医薬事業の赤字、多額の非営業用資産の保有、及び2023年12月末現在で77%にも上る自己資本比率を維持するといった資本効率性への意識の低さという問題を指摘することができます。また、当社にはESGの改善による株主資本コストの低減が期待されます。

そのため、当社がどのような「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」を実行し、株価の評価を改善させるかについては、株主にとって高い関心事であると言えます。当社の株主価値向上及び株主総会における議論の活発化のため、定時株主総会における株主の権利行使期日前までに当社の最新の「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」を明らかにしていただきたいと存じます。また、すみやかに「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」を開示していただくことに期待します。

## 【当社取締役会の意見】

取締役会としては、本議案に反対いたします。

取締役会は、東京証券取引所が2023年3月31日に要請した「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」を踏まえ、資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応を2023年度において重点的に行ってまいりました。その結果として、当社は2024年5月15日付で本中期経営計画を公表し、その中で、資本コストや株価を意識した経営を実現すること及びそのための目標・指標についても充実した記載を行っております。（その詳細につきましては当社ホームページをご参照ください）（<https://www.wakamoto-pharm.co.jp/ir/plan/>）

また当社においては、「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」の開示も東京証券取引所のルールに基づいて適切な時期に行っており（最新の報告書を2024年5月15日に提出しております）、その中で、資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応の状況についても記載しております。

取締役会としては、今後も本中期経営計画の目標達成に向けて邁進し、成長投資と株主還元の両立を推し進め、かつ、株価の向上にも取り組んでいく所存です。また、取締役会としては、当社の成長性について投資家の皆様にご理解をいただけるよう、決算説明会の開催をはじめることとし、本中期経営計画の進捗状況についても開示を行ってまいります。

取締役会は、このように、資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応については、株主の皆様から信認を受けた取締役が、株主の皆様が開示すべき重要な進捗があると判断した時点で適時適切に行うべき事柄であり、画一的な時期を定めるよりも機動的・積極的に開示を行っていくという方針が、開示の趣旨に合うものであると考えております。

従って、本提案のように、会社の組織・運営の基本的事項を定める定款において、個別具体的な事項の開示を画一的な時期を定めて義務付ける必要はないと考えております。

よって、取締役会は本議案に反対いたします。

以上

# 事業報告

( 2023年 4 月 1 日から )  
( 2024年 3 月31日まで )

## 1 会社の現況

### (1) 事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当事業年度において、日本経済は、コロナ禍からの経済社会活動の正常化が進み、緩やかな回復基調となりました。一方、ウクライナ情勢や中東情勢は依然として緊迫した状況にあり、さらには、期中に円安が大幅に進み、原材料・エネルギー価格の高騰、人件費の増嵩と相俟って物価が上昇するなど、先行き不透明な状況が続いております。

当社事業を取り巻く環境としては、医薬事業では毎年の薬価改定による薬剤費の引き下げが継続的に押し進められ、収益低減圧力にさらされていますが、眼科領域のスペシャリティーマーケットとして医薬品、医療機器、健康食品を含めたフルラインアップで事業機会拡大を探っているところです。一方、「強力わかもと」事業を主力にしたヘルスケア事業は、国内消費が緩やかに持ち直しつつある事に加え、インバウンド需要も回復してきております。今後は旺盛な需要に応えるべく対応に尽力する方向です。

当社医薬事業における活動としては、医療機関や卸へこれまでの医療用医薬品の適正使用の推進と副作用関連の情報提供活動に加え、眼科手術補助剤・眼科用副腎皮質ホルモン剤「マキユエイド眼注用40mg」の供給停止に関する情報提供を引き続き推進してまいりました。また、卸との連携をより一層強化し、既存の後発医薬品、体外診断用医薬品などの売上伸長に努めてまいりました。前年度より新規参入した医療機器の分野においても、ターゲット施設を明確にしたプロモーション活動を推進しております。

ヘルスケア事業においては、インバウンド需要の取り込み、店頭でのプロモーション活動やSNSを活用した広告宣伝による認知拡大を図ってまいりました。これまで企業努力により原材料・エネルギー価格の高騰に対応してまいりましたが、2023年10月に32年ぶりに主力製品である「強力わかもと」の価格改定を行いました。また、通販では女性特有の悩みに寄り添うことを目的にフェムテックブランド「フェミフローラ」の育成を行ってまいりました。

グローバル事業にあっては、台湾などアジア圏での「強力わかもと」の販売に加え、欧米、アジア圏におけるライセンスイン・アウトの活動、また中国越境ECビジネスでの代理店との協働等の営業活動を行いました。国内では乳酸菌原料を始めとし、医薬品原料の販売や受託製造を推進してまいりました。

その結果、当事業年度の売上高は77億3千8百万円（前年同期比10.6%減）、営業損失は

1億9千5百万円（前年同期は営業利益1億4千1百万円）、経常損失は1億6千1百万円（前年同期は経常利益2億4千2百万円）、当期純利益は1億8百万円（前年同期比21.2%減）となりました。

セグメント別の売上高の状況につきましては、医薬事業では不採算品算定の特例措置により薬価が引き上がった「ヒアルロン酸Na点眼液0.1%「わかもと」」、アデノウイルス感染症拡大の影響によりアデノウイルスキット「キャピリアアデノアイNeo」の売上が増加いたしました。一方で、製品供給停止の影響により「マキュエイド眼注用40mg」、薬価引き下げに加えて、花粉飛散状況の影響等を受け、抗アレルギー点眼薬「ゼペリン点眼液0.1%」及び「エピナスチン塩酸塩点眼液0.05%「わかもと」」等の売上が減少いたしました。その結果、売上高は33億9千3百万円（前年同期比23.9%減）となりました。

ヘルスケア事業では、戦略的に広告宣伝費を抑制したことにより、通販事業における「アバンビーズ オーラルタブレット」の売上が減少いたしました。主力製品の「強力わかもと」の売上は増加いたしました。その結果、売上高は24億5千2百万円（前年同期比22.5%増）となりました。

グローバル事業では、国内用原料薬品の売上が増加いたしました。輸出用の「強力わかもと」および国内における点眼薬の受託製品の売上が減少いたしました。その結果、売上高は17億1千8百万円（前年同期比14.9%減）となりました。

不動産賃貸業の主たる収入はコレド室町関連の賃貸料であります。テナント入替の影響で一時的に減少したオフィス賃貸料が回復したことに加え、各種コロナ政策が段階的に緩和され、経済活動が活性化したことにより商業賃貸料も増加いたしました。その結果、売上高は1億7千4百万円（前年同期比3.4%減）となりました。

研究開発につきましては、医薬関連では、今までの培った経験を活かし、眼科領域における新医薬品、後発医薬品、医療機器の開発に取り組みました。新医薬品ではアンメットニーズに応えるべく、未承認薬や適応外使用薬の開発に注力しました。また、ライセンス導入の機会を増やすべく、他社企業、ベンチャー企業、アカデミアなどへのアプローチにも注力しました。また、ヘルスケア関連では、胃腸ケア商品、オーラルケア商品、アイケア商品、フェムケア商品を開発領域とし開発に取り組むと共に、乳酸菌や麹菌の新規作用の探索に注力しました。

- ② 設備投資及び資金調達の状況  
当事業年度の設備投資額(工事ベース)は、4億9千3百万円であります。その主なものは、工場設備の更新等であります。また、資金調達について特記すべき事項はありません。
- ③ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況  
該当事項はありません。
- ④ 他の会社の事業の譲受けの状況  
該当事項はありません。
- ⑤ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況  
該当事項はありません。
- ⑥ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況  
該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第126期 (2021年3月)	第127期 (2022年3月)	第128期 (2023年3月)	第129期 (当事業年度) (2024年3月)
売上高(千円)	8,895,838	8,383,145	8,660,379	7,738,426
当期純利益又は当期 純損失(△) (千円)	△601,856	238,543	138,256	108,959
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純 損失(△) (円)	△17.34	6.87	3.98	3.13
総資産(千円)	14,572,472	14,953,435	15,711,553	15,421,054
純資産(千円)	11,385,570	11,480,803	11,906,669	12,026,073
1株当たり純資産(円)	328.04	330.79	343.06	346.50

(注) 第127期の期首から「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号)等を適用しており、第127期以降の売上高については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

### (4) 対処すべき課題

当社は2029年をもって創立100周年を迎えます。これを機に経営理念を刷新いたしました。新しい経営理念として「人々の健康で生き生きとした生活に貢献～QOL向上に寄与する幅広い健康関連製品の提供を通じて～」を掲げます。経営理念を実現するための新しい指針としてマテリアリティ（重要な経営課題）を特定し、事業戦略・財務戦略・サステナビリティ戦略を立て、経営戦略の骨子として、「2024-2028年度中期経営計画（Wakamoto 100—承継と挑戦—）」を策定いたしました。

中期経営計画においては、資本コストを上回る資本収益性の確保に向けた成長戦略の策定と実行が必要不可欠と考えています。計画副題の「承継と挑戦」は、当社の長年の事業経験、会社人財、営業資産をはじめとする経営資源を活かしながら、新しい挑戦を行おうとする当社の決意そのものであります。数値目標としては、2028年度を最終年度として、ROE 8.0%以上を掲げております。資本市場から要望のあるPBR 1倍問題については、ROE引き上げを図ることにより1倍以上の達成を企図しております。

事業戦略の骨子としては、以下の通りとなります。

医薬事業は眼科領域のスペシャリティーファーマとして医薬品、医療機器、健康食品の製造販売に取り組んでおります。我が国初となる優れた眼内レンズ（WP-2011）を導入し、医薬事業のうちで医療機器事業を新規展開してまいります。併せて、周術期薬剤（WP-1108）の早期承認、発売を目指し、眼内レンズ販売とのシナジー効果を高めてまいります。

ヘルスケア事業では、主力事業である「強力わかもと」、Wakamotoブランド商品の製造販売を行っております。インバウンド需要や新たな海外展開へ対応するため、強力わかもとの生産ラインへの設備投資を行い生産能力を高め、安定供給の体制を構築いたします。Wakamotoブランドを活用したフェムケア商品をはじめとした女性に寄り添ったコンセプト商品を開発し、お客様のアンメットニーズの探求や課題解決に連動した商品の企画開発を行います。

グローバル事業では、アジア各国での販売、越境ECを通じたWakamotoブランド商品のグローバル展開を図ってまいります。当社乳酸菌を用いたプロバイオティクス製品を台湾の健康食品市場に投入する等乳酸菌事業の拡大を行います。また、「強力わかもと」で培ったブランドを

活用して中国越境E Cを拡大し、インドネシアにて強力わかもとの販売を開始、東南アジアでの展開の足掛かりを築きます。

生産体制としては、「強力わかもと」の設備投資計画の適切な推進を行い、生産技術の向上、工場の設備配置改善、インフラ強化等、これまで以上に効率的で安定生産が可能な体制を構築してまいります。

品質管理体制としては、近年、品質管理と安定供給に対する社会的要請が非常に高まっており、安全で高品質な製品を安定的に供給する体制の管理は最優先するべきものと考えております。今後も安定した品質管理を行えるよう体制の維持・強化に努めてまいります。

詳細につきましては、当社ホームページに掲載しております中期経営計画をご参照ください。

(5) 主要な事業内容（2024年3月31日現在）

- ① 医薬事業：医療用医薬品・医療機器及び健康食品の製造・販売
- ② ヘルスケア事業：一般用医薬品、医薬部外品及び健康食品の製造・販売
- ③ グローバル事業：輸出品の製品の製造・販売、ライセンスイン・アウトの活動、  
医薬品原料、中間製品、他製薬会社への製品の製造・販売
- ④ 不動産賃貸業：不動産賃貸料他

## (6) 主要な営業所及び工場（2024年3月31日現在）

本 社 ：東京都中央区日本橋本町二丁目2番2号  
 支 店 ：札幌支店、仙台支店、関東支店、東京支店  
           名古屋支店、大阪支店、広島支店、福岡支店  
 工 場 ：相模大井工場（神奈川県）  
 研究所 ：相模研究所（相模大井工場内）

## (7) 従業員の状況（2024年3月31日現在）

従業員数	前期末比	平均年齢	平均勤続年数
274(100)名	18名減	44.1歳	18.6年

(注) 従業員数は就業員数であり、臨時従業員数（嘱託、パートタイマー、派遣社員等）は、年間の平均人員を( )外数で記載しております。

## (8) 主要な借入先の状況（2024年3月31日現在）

(単位:千円)

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	100,000
合 計	100,000

## (9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2 株式の状況 (2024年3月31日現在)

- |                |              |
|----------------|--------------|
| (1) 発行可能株式総数   | 120,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数   | 34,838,325株  |
| (3) 株主数        | 8,360名       |
| (4) 大株主(上位10名) |              |

株主名	持株数 (千株)	持株比率(%)
キッセイ薬品工業株式会社	3,778	10.88
株式会社プレストシーブ	2,500	7.20
わかもと製薬取引先持株会	1,847	5.32
朝日生命保険相互会社	1,720	4.95
株式会社千葉銀行	1,322	3.81
日本ゼトック株式会社	1,201	3.46
アクサ生命保険株式会社	1,128	3.25
ロート製薬株式会社	1,105	3.18
株式会社みずほ銀行	1,093	3.14
損害保険ジャパン株式会社	890	2.56
計	16,585	47.78

(注) 持株比率は自己株式 (131,605株) を控除して計算しております。

## 3 新株予約権等の状況

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。

## 4 会社役員 の 状況

(1) 取締役の状況 (2024年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	五十嵐 新	経営企画室、内部監査室、広報室、秘書室、お客様相談室担当
取締役	佐藤 公彦	管理本部長、ヘルスケア事業本部長、ヘルスケア開発部長、ヘルスケア営業部長、通販営業部長
取締役	谷 垣 全彦	グローバル事業本部長、営業企画部長
取締役	葛 西 洋 芳	医薬開発本部長、医薬開発部長、製品戦略部長
取締役 (常勤監査等委員)	平 田 晴 久	
取締役 (監査等委員)	恵 島 克 芳	株式会社日本ハウスホールディングス 社外取締役
取締役 (監査等委員)	桑 原 育 朗	桑原・池田法律事務所

- (注) 1. 取締役 (監査等委員) 恵島克芳氏及び取締役 (監査等委員) 桑原育朗氏は、社外取締役であります。
2. 内部監査部門等との連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、平田晴久氏を常勤の監査等委員として選定しております。
3. 当社と各監査等委員の間では、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は100万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。
4. 当社は、役員等を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約は、被保険者がその職務の執行に関し負う責任及び当該責任追及を受けることにより生じることのある損害を填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填の対象としないこととしております。
5. 当社は、取締役 (監査等委員) 恵島克芳氏及び取締役 (監査等委員) 桑原育朗氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 取締役の報酬等

役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を取締役会において決議しており、基本方針を以下のとおり定めています。

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬としての賞与により構成する。

監査等委員である取締役については、その職務に鑑み、職務内容を踏まえた基本報酬のみを支払うこととする。

a. 基本報酬に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職務内容、職責に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

b. 業績連動報酬等に関する方針

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標（KPI）を反映した現金報酬とし、各事業年度の最終利益および各取締役の貢献度に応じて算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給する。

c. 非金銭報酬等に関する方針

該当事項はありません。

d. 報酬等の割合に関する方針

現時点では、取締役の報酬等の種類ごとの比率は設定しないこととする。

e. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議にもとづき、代表取締役社長五十嵐新がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分とする。

取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、指名報酬委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任をうけた代表取締役社長は、当該答申の内容に従って決定をしなければならないこととする。

f. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、指名報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含め総合的に検討をおこなっており、取締役会としてもその答申内容を尊重し、決定方針に沿うものであると判断しております。

(3) 取締役の報酬等の額

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	53,940 (-)	53,940 (-)	- (-)	- (-)	4 (-)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	21,180 (9,180)	21,180 (9,180)	- (-)	- (-)	4 (3)
合 計 (うち社外取締役)	75,120 (9,180)	75,120 (9,180)	- (-)	- (-)	8 (3)

- (注) 1. 取締役 (監査等委員を除く) の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役 (監査等委員を除く) の報酬限度額は、2017年6月23日開催の第122回定時株主総会において、年額180百万円以内 (ただし、使用人分給与は含まない。) と決議しております。  
当該株主総会終結時点の取締役 (監査等委員を除く) の員数は、4名です。
3. 取締役 (監査等委員) の報酬限度額は、2017年6月23日開催の第122回定時株主総会において、年額36百万円以内と決議しております。  
当該株主総会終結時点の取締役 (監査等委員) の員数は、3名です。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・ 恵島克芳氏は、株式会社日本ハウスホールディングスの社外取締役であります。当社と兼職先の間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に対する活動について

・ 取締役（監査等委員） 恵島克芳

当事業年度に開催された取締役会17回のうち16回に出席いたしました。

会社経営に携わった豊富な経験・知識を活かし、当社の経営全般に関して適宜指摘・助言を行っております。

なお、当事業年度において開催された監査等委員会14回のうち13回に出席し監査結果についての意見交換等適宜、必要な発言を行っております。

また、指名報酬委員会委員長として、指名・報酬の決定プロセスに経営的視点で審議し、主導的役割を果たしております。

・ 取締役（監査等委員） 桑原育朗

当事業年度に開催された取締役会13回すべてに出席いたしました。

弁護士としての豊富な経験と専門知識を活かし、当社の経営全般に関して適宜指摘・助言を行っております。

なお、当事業年度において開催された監査等委員会11回すべてに出席し監査結果についての意見交換等適宜、必要な発言を行っております。

また、指名報酬委員会委員として、指名・報酬の決定プロセスに客観的視点で審議し、主導的役割を果たしております。

## 5 会計監査人の状況

(1) 名称 仰星監査法人

(2) 報酬等の額

- |                                  |          |
|----------------------------------|----------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額            | 25,000千円 |
| ② 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 25,000千円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 取締役が決定した会計監査人の報酬等の額について、監査等委員会が同意した理由は、会計監査人との監査契約の内容に照らして、監査計画の適切性、報酬単価の妥当性及び報酬見積りの算出根拠等を総合的に検討した結果、当該報酬等の額は相当であると判断したためであります。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社定款においては、会計監査人の会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定めておりますが、現時点では会計監査人との間で責任限定契約を締結しておりません。

## 6 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は取締役会において上記の体制について、次のとおり決議いたしました。

#### ① 当社の取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人が、すべての法律、行動規範及び当社定款を遵守し、高い倫理観をもって行動するために、わかもと製薬行動憲章を制定し、実践指針としてコンプライアンス・プログラム規程を定めて、全社的なコンプライアンス体制を構築する。また、相談・連絡制度を設け、内部通報体制を整備する。

相談・連絡制度は、通報した者が通報を理由に不利益な取扱いを受けることがないことをその内容に含むものとする。

コンプライアンス担当役員を統括責任者とするコンプライアンス委員会を設置し、組織横断的にコンプライアンスの推進、教育研修を行う。

内部監査部門として、社長直轄の内部監査室を置き、各業務部門における内部統制状況の監査を行う。

#### ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報を含む経営情報については、文書または電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、機密情報等取扱管理規程に則り適正な保存及び管理を行う。また、情報システムにおける情報管理は情報セキュリティポリシー基本方針に基づいて整備する。

取締役は、これらの文書等を閲覧できるものとする。

#### ③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

事業を取り巻くリスクに対応するため、リスク管理基本規程を定め、社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、リスク状況の監視及び軽減を行う。

各部門においては、業務執行上想定されるリスクについて、それぞれ社内規程・対応マニュアル等に基づきリスク対応の体制を整備する。

#### ④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会及び経営会議を定期的開催し、経営の執行方針、経営に関する重要事項を決定し、業務執行状況を監督する。

取締役会規程、職務権限規程、業務分掌規程等の社内規程を整備し、取締役の職務の執行が適正かつ効率的に行われる体制を構築する。また、電子決裁システムの導入等により意思決定の迅速化を行う。

⑤ 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制  
当社においては、子会社が存在しないため該当事項はありません。

⑥ 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項

監査等委員会がその職務を補助すべき取締役及び使用人を置くことを求めた場合には、当該取締役及び使用人を配置する。

当該取締役及び使用人を配置した場合には、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保した体制とする。

当該取締役及び使用人は当社の就業規則等に従うが、当該取締役及び使用人の指揮命令権は監査等委員会に属するものとし、異動・処遇（人事評価を含む）・懲戒等の人事事項については監査等委員会と事前協議のうえ実施するものとする。

⑦ 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制

取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、監査等委員会に対して法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼすおそれのある事実を発見した時はその事実を報告する。なお、監査等委員会へ報告した者が、当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを受けることがないようとする。

内部通報体制においては、監査等委員会も直接の窓口とする。

監査等委員会は職務遂行上必要と判断した事項に関し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人に対して、報告及び資料の提出を求めることが出来る。

⑧ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、代表取締役及び取締役（監査等委員である取締役を除く。）と定期的に会合を持ち、経営方針の確認や監査上の重要事項について意見交換を行う。

監査等委員会は、会計監査人と定期的に会合を持ち、会計監査が実効的に行われているか意見交換を行う。

当社は、監査等委員がその職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る）について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するものとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記の業務の適正を確保するための体制について、取締役会において決議された「内部統制基本方針」に基づき、当社の内部統制システムを整備運用しております。

また、コンプライアンス委員会及びリスク管理委員会を開催し、取締役会に報告を行っております。

内部監査につきましては、内部監査規程に基づいて実施しております。

## 7 会社の支配に関する基本方針

現時点では定めておりません。

# 貸借対照表 (2024年3月31日)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>8,969,821</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>1,808,142</b>
現 金 及 び 預 金	3,664,647	支 払 手 形	180,088
売 掛 金	2,814,807	買 掛 金	625,922
商 品	104,109	短 期 借 入 金	100,000
製 品	926,733	未 払 金	151,883
原 材 料	622,211	未 払 費 用	502,735
仕 掛 品	352,981	未 払 法 人 税 等	27,816
前 払 費 用	88,026	預 り 金	21,646
前 渡 金	63,588	前 受 金	195
未 収 入 金	37,272	賞 与 引 当 金	163,900
未 収 還 付 法 人 税 等	22,567	短 期 リ ー ス 債 務	529
そ の 他	272,874	そ の 他	33,423
<b>固 定 資 産</b>	<b>6,451,232</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>1,586,838</b>
有 形 固 定 資 産	3,027,908	退 職 給 付 引 当 金	999,826
建 物	2,420,304	長 期 預 り 金	164,144
構 築 物	12,518	繰 延 税 金 負 債	422,867
機 械 装 置	374,188	<b>負 債 合 計</b>	<b>3,394,980</b>
車 両 運 搬 具	2,104	<b>純 資 産 の 部</b>	
工 具 器 具 備	72,218	<b>株 主 資 本</b>	<b>10,746,626</b>
土 地	82,947	資 本 金	3,395,887
建 設 仮 勘 定	63,625	資 本 剰 余 金	2,675,826
無 形 固 定 資 産	357,049	資 本 準 備 金	2,675,826
ソ フ ト ウ エ ア	252,616	そ の 他 資 本 剰 余 金	0
ソ フ ト ウ エ ア 仮 勘 定	100,752	<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>4,711,303</b>
そ の 他	3,680	利 益 準 備 金	476,536
投 資 そ の 他 の 資 産	3,066,274	そ の 他 利 益 剰 余 金	4,234,767
投 資 有 価 証 券	2,442,113	別 途 積 立 金	3,953,000
保 険 積 立 金	284,916	繰 越 利 益 剰 余 金	281,767
長 期 前 払 費 用	62,480	<b>自 己 株 式</b>	<b>△36,391</b>
修 繕 積 立 金	108,851	評 価 ・ 換 算 差 額 等	1,279,447
そ の 他	201,516	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,279,447
貸 倒 引 当 金	△33,603	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>12,026,073</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>15,421,054</b>	<b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b>	<b>15,421,054</b>

招 集 通 知

株 主 総 会 参 考 書 類

事 業 報 告

計 算 書 類

監 査 報 告

# 損益計算書 (2023年4月1日から 2024年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	7,738,426
売 上 原 価	4,138,701
売 上 総 利 益	3,599,724
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	3,795,236
営 業 損 失	△195,511
営 業 外 収 益	70,651
受 取 利 息 ・ 配 当 金	53,746
雑 収 益	16,905
営 業 外 費 用	36,997
支 払 利 息	531
雑 損 失	36,466
経 常 損 失	△161,857
特 別 利 益	366,278
投 資 有 価 証 券 売 却 益	366,278
特 別 損 失	45,565
固 定 資 産 除 却 損	5,428
棚 卸 資 産 廃 棄 損	40,137
税 引 前 当 期 純 利 益	158,854
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	17,961
法 人 税 等 調 整 額	31,934
当 期 純 利 益	108,959

## 株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から  
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計
					別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当 期 首 残 高	3,395,887	2,675,826	2	2,675,828	476,536	3,953,000	276,928	4,706,464
当 期 変 動 額								
剰余金の配当							△104,120	△104,120
当 期 純 利 益							108,959	108,959
自己株式の取得								
自己株式の処分			△2	△2				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当期変動額合計	-	-	△2	△2	-	-	4,838	4,838
当 期 末 残 高	3,395,887	2,675,826	0	2,675,826	476,536	3,953,000	281,767	4,711,303

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証 券評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△36,350	10,741,831	1,164,838	1,164,838	11,906,669
当 期 変 動 額					
剰余金の配当		△104,120			△104,120
当 期 純 利 益		108,959			108,959
自己株式の取得	△57	△57			△57
自己株式の処分	16	13			13
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			114,608	114,608	114,608
当期変動額合計	△40	4,795	114,608	114,608	119,403
当 期 末 残 高	△36,391	10,746,626	1,279,447	1,279,447	12,026,073

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

## 個別注記表

### (1) 重要な会計方針に係る事項

#### ① 資産の評価基準及び評価方法

##### イ. 有価証券

##### その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

##### ロ. 棚卸資産

##### 製品、商品

総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

##### 仕掛品、原材料

移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

#### ② 固定資産の減価償却の方法

##### イ. 有形固定資産

（リース資産を除く）

定額法

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 15～50年

機械装置 8年

##### ロ. 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法

ただし、自社利用のソフトウェアについては、見込利用期間（5年）によっております。

##### ハ. リース資産

定額法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### ③ 引当金の計上基準

##### イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

##### ロ. 賞与引当金

従業員賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づく当期負担額を計上しております。

##### ハ. 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間による定額法により

按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとして  
おります。

#### ④ 収益及び費用の計上基準

当社は、主に医薬品業界において医薬品の製造販売を主な事業とし、これらの製品及び商品の販売については引渡時点において顧客が製品及び商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから製品及び商品の引渡時点で収益を認識しております。

また、収益は顧客との契約において約束された対価から返品、値引き及び割戻し等を控除した金額で測定しております。なお、商品の販売のうち、当社が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供する商品と交換に受け取る額から当該他の事業者を支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

顧客に返金すると見込んでいる対価は、主として返金負債として計上しております。契約条件や過去の実績等に基づいて当該返金負債を見積もっております。

取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

#### (2) 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当事業年度の計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下の通りです。

(固定資産の減損損失の認識の要否)

##### ① 当事業年度の計算書類に計上した金額

固定資産の収益性低下等により減損の兆候があると判断し、減損損失の認識の要否について検討を行った医薬事業の資産グループ（帳簿価額合計810,070千円）について、事業計画に基づく割引前将来キャッシュ・フローの総額が資産グループの固定資産の帳簿価額を超えると判断したため、減損損失は計上しておりません。

##### ② 重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、原則として報告セグメントを基準として資産のグルーピングを行っております。

固定資産の時価下落や収益性低下等により減損の兆候があると認められる場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定します。判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回り減損損失の認識が必要とされた場合、帳簿価額を回収可能価額（正味売却価額または使用価値のいずれか高い価額）まで減額し、当該帳簿価額の減少額は減損損失として認識します。

将来キャッシュ・フローの見積りにおける主要な仮定は製品の売上予測であり、特に将来の新製品の売上見込みについては、上市の時期、市場シェア、想定される販売価格などの見積要素によって算定結果が大きく変動するため、高い不確実性を伴っており、将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼ

す可能性があります。また、現在、当社が製造販売する製品「マキュエイド眼注用40mg」の出荷を停止しています。当該製品の出荷再開の時期については最善の見積りを行っておりますが、原因調査の進捗等により影響を受ける可能性があります。

(3) 貸借対照表に関する注記

① 有形固定資産の減価償却累計額 14,933,607 千円

② 担保に供している資産

投資有価証券 2,243,729 千円

現在取引銀行1行と当座貸越契約900,000千円の借入枠を締結し、担保設定をしております。なお、当事業年度末において、当座貸越契約による借入れは実行されておられません。

③ 売掛金のうち、顧客との契約から生じた債権の金額 2,802,519 千円

(4) 損益計算書に関する注記

① 一般管理費に含まれる研究開発費の総額 513,313 千円

② 売上高のうち、顧客との契約から生じる収益の額 7,564,240千円

③ 売上原価に含まれる棚卸資産評価損の額 77,723千円

(5) 株主資本等変動計算書に関する注記

① 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数(千株)	当事業年度増加株式数(千株)	当事業年度減少株式数(千株)	当事業年度末の株式数(千株)
普通株式	34,838	-	-	34,838

② 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数(千株)	当事業年度増加株式数(千株)	当事業年度減少株式数(千株)	当事業年度末の株式数(千株)
普通株式	131	0	0	131

(注) 増加数の内訳は次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加	0千株
単元未満株式の買増しによる減少	0千株

③ 剰余金の配当に関する事項

イ. 配当金支払額等

決議予定	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2023年6月27日 定時株主総会	普通株式	104,120	3.0円	2023年 3月31日	2023年 6月28日

ロ. 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2024年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	104,120	3.0円	2024年 3月31日	2024年 6月28日

(6) 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別の内訳

イ. 繰延税金資産

税務上の繰越欠損金	552,361千円
賞与引当金	50,186千円
未払事業税	6,504千円
退職給付引当金	306,146千円
その他	183,680千円
小計	<u>1,098,879千円</u>
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△552,361千円
評価性引当額	<u>△482,477千円</u>
評価性引当額小計	△1,034,838千円
繰延税金資産合計	64,040千円

ロ. 繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△482,578千円
その他	<u>△4,329千円</u>
繰延税金負債合計	<u>△486,908千円</u>
繰延税金負債の純額	<u>△422,867千円</u>

(7) 金融商品に関する注記

1.金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理に係る規定に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。借入金の用途は運転資金（短期）及び設備投資資金等（長期）であります。

2.金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。また、現金及び預金、売掛金、支払手形、買掛金、未払費用、短期借入金等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。なお、市場価格のない株式等（貸借対照表計上額9,447千円）は、「投資有価証券」には含めておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額
投資有価証券	2,432,666	2,432,666	－
資産計	2,432,666	2,432,666	－
長期預り金	(164,144)	(162,473)	1,670
負債計	(164,144)	(162,473)	1,670

(\*)負債に計上されているものについては、( )で示しております。

3.金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

## ①時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産および金融負債

(単位：千円)

区分	時 価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
投資有価証券	2,432,666	—	—	2,432,666

## ②時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産および金融負債

(単位：千円)

区分	時 価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
長期預り金	—	162,473	—	162,473

## 投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

## 長期預り金

長期預り金の時価は、残存預り期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## (8) 賃貸等不動産に関する注記

## ① 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、東京都その他の地域において、賃貸オフィスビル、賃貸商業施設及び賃貸住宅（土地を含む）を有しております。

## ② 賃貸等不動産の時価等に関する事項

(単位：千円)

貸借対照表計上額	時価
619,343	3,209,270

## (9) 収益認識に関する注記

## ① 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント					合計
	医薬事業	ヘルスケア 事業	グローバル 事業	不動産 賃貸業	計	
神経系及び 感覚器官用薬	2,690,152	51,800	421,537	－	3,163,491	3,163,491
消化器官用薬	148,442	2,133,921	953,171	－	3,235,535	3,235,535
トイレタリー製品 健康食品等	186,306	266,968	104,214	－	557,489	557,489
その他	368,546	－	239,177	－	607,724	607,724
顧客との契約から 生じる収益	3,393,447	2,452,690	1,718,102	－	7,564,240	7,564,240
その他の収益	－	－	－	174,185	174,185	174,185
外部顧客への 売上高	3,393,447	2,452,690	1,718,102	174,185	7,738,426	7,738,426

## ② 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

〔(1) 重要な会計方針に係る事項〕 〔④ 収益及び費用の計上基準〕に記載のとおりであります。

## ③ 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

1) 顧客との契約から生じた債権及び契約負債は以下のとおりであります。

	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債 権	3,184,694 千円	2,802,519 千円
契約負債	－ 千円	－ 千円

2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、当初に予想される契約期間が1年を超える取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

(10) 1株当たり情報に関する注記

① 1株当たり純資産額	346円50銭
② 1株当たり当期純利益	3円13銭

(11) 重要な後発事象に関する注記

(重要な設備投資)

当社は、2024年4月26日開催の取締役会において、以下の通り設備投資計画を決議いたしました。

1.設備投資の目的

当社主力製品であります「強力わかもと」の内外需要が高まっているため、現行ラインの改造および新規設備導入により生産能力の向上を図り、生産量の増加を目指します。

2.設備投資の内容

- ① 所在地 神奈川県足柄上郡 当社工場敷地内
- ② 工事期間 2024年～2027年（予定）
- ③ 投資予定額 約20億円

3.当該設備が営業・生産活動に及ぼす影響

当該設備の稼働時期は2027年以降を予定しており、当該設備投資における2025年3月期の業績に与える影響は軽微であります。

(12) その他の注記

該当事項はありません。

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2024年5月14日

わかもと製薬株式会社  
取締役会 御中

仰星監査法人  
東京事務所  
指定社員 公認会計士 野 口 哲 生  
業務執行社員  
指定社員 公認会計士 長 谷 川 卓 昭  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、わかもと製薬株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第129期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第129期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月14日

わかもと製薬株式会社 監査等委員会

監査等委員 平 田 晴 久 ㊟

監査等委員 恵 島 克 芳 ㊟

監査等委員 桑 原 育 朗 ㊟

(注) 監査等委員恵島克芳及び桑原育朗は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

# 株主総会会場ご案内略図

※会場が前回と異なっておりますので、お間違えのないようご注意ください。

【会場】 ベルサール八重洲（八重洲ファーストフィナンシャルビル）  
2階 Room A・B・C  
東京都中央区八重洲1丁目3番7号



## 交通のご案内

東西線・銀座線・浅草線 「日本橋駅」 (A7 出口直結)

丸ノ内線・東西線・千代田線・半蔵門線・三田線 「大手町駅」 B10 出口徒歩2分

J R線 「東京駅」 八重洲北口 徒歩4分

株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。  
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

